

大阪経済法科大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪経済法科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は、建学の理念を「経済と法律の二つの学問の修得による人格の形成、実学の精神を持った人材の育成、人権の伸長と国際平和への貢献」として、寄附行為前文に記載し、理事長、学長が各式典式辞で学生・教職員に伝えるとともに、キャンパスブック、大学案内、広報誌、ホームページなどを通じて学内外に周知している。

教育研究組織は、経済学部及び法学部の 2 学部 2 学科、教養教育を担当する教養部、附属研究機関として 3 研究所が設置され、両学部、教養部間では、「経法相互乗り入れ」の考え方のもとに適切な関連性が保たれている。大学全体の教育研究に関わる最高意思決定機関として「大学協議会」を置き、教育研究上の重要事項を定期的に審議、決定している。

教育課程については、建学の理念、大学の使命・目的に基づき、経済学部、法学部、共通教育の教育目的が設定され教育課程が編成されている。各学部はコース制を中心とし、教養部は幅広い共通教育科目群と「副専攻」の設定による編成方針が定められている。各教育課程においては、コース制のもとで、4 段階のグレードに基づく概ね体系的な科目編成が行われている。

アドミッションポリシーは、経済学部及び法学部ともに明確に定められ、入学案内やホームページにおいて公表されている。収容定員数に対する在学学生数は、定員超過の是正計画が進行中であり、在学学生数の適正な管理に問題点はあるが、少人数教育や適切な規模の授業クラスは確保されている。学生への学習支援体制は、初年次演習や編入学生演習を通じた入学年次の支援、資格取得支援など、適切に運営されている。

教員数は大学設置基準を満たし、適切に配置されており、専任、兼任、年齢、専門分野におけるバランスは概ねとれている。

職員は、専任職員、嘱託職員などが配置されており、職員は教員と連携協力して大学運営の企画立案に参画し、専門職能集団としての機能を発揮する方針が示されている。職員の組織編制及び採用・昇任・異動については、就業規則及び「大学職制及び人事規則」などの規程に従い運営されている。

管理運営は、寄附行為に基づき、理事会、監事、評議員会が置かれ適切に運営されている。大学には学長のもとに「大学協議会」のほか、各教授会、各種委員会が置かれ、それ

ぞれ規程に従って運営されている。大学における自己点検・評価を行う組織として「大学評価委員会」が設置されている。

財務は、各種の特定資産を設定している。過去5年間の消費支出比率は概ね良好で、大学の教育研究目的を達成するために必要な収支のバランスはとれている。一方で、これは大幅な定員超過による学生生徒等納付金収入に頼る財務体質であり、定員超過の是正がなされた場合には、適切な収支バランスとなることが求められる。

教育研究環境は、八尾市に花岡キャンパス、富田林市に富田林総合グラウンド、阪南市に阪南キャンパスを有しており、大学設置基準に定める必要な校地面積、校舎面積を有している。

社会連携は、地域住民へのキャンパス開放や盆踊大会、フェスティバルなどの各種地域連携行事の開催、運動施設・図書館の開放、市民無料法律相談の開催、公開講座の開催などを通して、大学がもつ物的・人的資源を社会に積極的に提供する努力がなされている。

社会的責務として、必要とされる組織倫理は、寄附行為及び学則に基づき、就業規則、「個人情報保護規程」などの諸規程、あるいは実施基準として定められており、適切に運営されている。

なお、特記事項では2つの取組みを記載しているが、特にエクステンションセンターによる課外講座において特修講座と資格講座を開設し、「正課の学びを資格に生かし、資格の学びを正課に生かす」方針のもとで、学生の志望と適性を尊重した支援を行い、各種資格・検定試験の合格者数を向上させていることは特筆できる。

総じて、建学の精神に基づく教育研究活動などにおいては優れた点もあり、今後、参考意見などを踏まえて更なる質的向上を期待したい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

大学は、建学の理念を「経済と法律の二つの学問の修得による人格の形成、実学の精神を持った人材の育成、人権の伸長と国際平和への貢献」として、寄附行為前文に記載している。理事長、学長が各式典式辞で学生・教職員に伝えるとともに、建学の理念をキャンパスブック、大学案内、広報誌、ホームページ、公開講座、シンポジウムなどを通じて学内外に伝えている。

大学は使命・目的を、「豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に豊む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献する」とし、各学部の育成する人材像を「経済学部は、経済学及び経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を授け、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成」「法学部は、基礎的な法学教育を土台として、法と政治について高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリ

ーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成」と学則に定め、学内印刷物、各行事・式典を通して教職員が共有化し、各種印刷物、ホームページ、各行事などを通じて学内外に公表している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

建学の理念及び大学の使命・目的に基づき、経済学部及び法学部の 2 学部 2 学科、教養教育を担当する教養部、附属研究機関として「21 世紀社会研究所」「地域総合研究所」「アジア研究所」などが設置されている。両学部、教養部間では、「経法相互乗り入れ」の考え方のもと、適切に関連性が保たれている。また、各研究所には、大学の専任教員が研究員として配置され、学部組織との連携を図るよう努めている。

教養教育を十分に行うための組織上の措置として、教養部が設置され、教養部長のもと、教養部教授会などにおいて両学部教授会との連携を図りつつ、教養教育を一括して運営する体制がとられ、「初年次教育プログラム」「キャリア形成教育」、副専攻制などが効果的に運営されている。

大学の教育研究に関わる最高意思決定機関として「大学協議会」を置き、大学全体に関わる教育研究上の重要事項を定期的に審議、決定している。「大学協議会」の下に、合同教授会、各学部・教養部教授会のほか、教務委員会、学生生活委員会、学生就職委員会などの学内意思決定に係る各種組織が整備され、適切に機能している。

「大学協議会」をはじめ各学部教授会及び教養部教授会などは、大学の使命・教育目的の具体化を目指す大学事業計画の実現を図りながら、授業評価アンケートや各種調査などを通じて得られた学習者の多様な要求に対して、これを分析し、学生の要求に対応する教育研究活動の施策を決定し、実施できる体制が整備されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の理念、大学の使命・目的及び学生のニーズ、社会的要請に基づき、経済学部、法学部、共通教育の教育目的が適切に設定・公表され、教育課程が編成されている。各学部はコース制を中心とする編成方針、教養部は幅広い共通教育科目群と「副専攻」の設定による編成方針が適切に定められている。

各教育課程においては、コース制を導入するとともに、それぞれのコースにおいて進路・職業に対応した多彩な履修モデルを提示し、4 段階のグレードに基づく概ね体系的な科目

編成が行われている。

教育内容・方法については、外国語・情報科目における「習熟度別クラス編成」「4年間一貫ゼミナール制」などの少人数教育、体験型・参加型授業方法の導入、「初年次教育プログラム」、共通教育科目の体系的な学修を目指す「副専攻」「国際教育プログラム」「演習運営補助制度」「メンター制度」など多彩な工夫がみられる。学年暦に基づく年間行事、単位認定、成績評価、卒業に要する要件は適切に設定されている。

教育目的の達成状況の点検・評価は、大学事業計画の策定時における資格取得・就職状況などの数値目標設定とその達成状況の点検・評価を通して行っている。更に、大学教育開発支援センターによる学生の授業評価アンケート、学生課による学生生活実態・満足度調査、意見箱の設置、就職部による就職先企業との面談による学生の学修到達状況の整理・分析をはじめとして、各教授会、教務部、エクステンションセンターなど、さまざまな部署において多様な作業を通して行われている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは、経済学部及び法学部ともに明確に定められ、入学案内やホームページにおいて公表されている。入学試験は、入学試験委員会のもとに実施され、合否については教授会の審議を経て決定されるなど、適切に行われている。収容定員数に対する在学学生数は、平成 22(2010)年度で経済学部、法学部とも大幅に超過し、在学する学生数の適正な管理が行われているとはいえないが、少人数教育や適切な規模の授業クラスは確保されている。

学生への学習支援体制は、初年次演習や編入学生演習を通じた入学年次の支援、資格取得支援、障がいがある者や留学生への支援、更には学習面・修学面で問題を抱えた者への支援などのほか、学生の意見をくみ上げる仕組みも整備され、適切に運営されている。

学生サービスの体制については、学生生活委員会、国際交流委員会など関連する組織が整備され、適切に機能している。経済的支援は、大学独自の奨学金をはじめ各種奨学金の斡旋、学費延納制度などにより実施されている。課外活動には、人的、物的、経済的支援が各分野に行渡っている。健康相談、心的支援、生活相談などの相談体制や、学生サービスに対する学生の意見をくみ上げる仕組みも機能している。

就職・進学支援などの体制については、学生就職指導部及び学生就職委員会が、卒業後の進路に関する相談・助言を行う組織として整備され、学生の個別ニーズにきめ細かく対応している。キャリア教育のための支援体制については、「総合キャリア支援プログラム」が策定され、正課の教育プログラムと正課外の各種支援プログラム、資格取得講座を有機的に結びつけ、効果をあげている。

【優れた点】

- ・文部科学省の「大学教育・学生支援推進事業」として、「不況下における学生の個別ニーズに対応した就職支援体制の構築」が採択され、就職支援活動が積極的に行われていることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・平成 22(2010)年度で経済学部、法学部ともに大幅に定員超過しているが、平成 19(2007)年 12 月の理事会での決議により、平成 24(2012)年度までには収容定員数を是正することが計画されているので、関係法令などの趣旨に従い、確実に実施することが望まれる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な教員数は、大学設置基準を満たし、かつ適切に配置されている。教員の構成についても専任、兼任、年齢、専門分野におけるバランスは概ねとれている。

教員の採用・昇任の方針は「教員選考基準規程」に基づく「経済学部専任教員人事手続規程」「法学部専任教員人事手続規程」「教養部教員人事に関する規程」に定められ、適切に運用されている。また、教員の教育担当時間数も適切に配分されている。

「メンター」あるいは「シニアメンター」制度があり、大学演習を軸とした初年次教育において活用されている。

教員の研究費は適切に配分されている。また、教育支援及び学術研究発展のための出版助成も行われている。

教員の教育研究活動を活性化するための FD(Faculty Development)活動は、大学教育開発支援センターが中心となって担い、FD セミナー、講演会、授業公開、IT 講習会、授業評価アンケートが実施されている。また、教育研究活動を評価するため、毎年度末、学術活動、教育上の貢献、大学行政上の貢献などの活動報告を求め、顕著な業績を上げた教員を理事長が表彰する制度を設けている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学には、その教育・研究を支える専任職員のほか、嘱託職員など合計 97 人の事務職員が配置されている。職員の組織編制及び採用・昇任・異動については、職員は、教員と連携・協力し、大学運営の企画立案に参画し、専門職能集団としての機能を発揮すること

が求められるとの認識に立ってその方針が示され、就業規則及び「大学職制及び人事規則」などの規程に従い運営されている。採用・昇任については、自己申告書制度を設け、職員の業務内容の達成状況、課題を自己評価させ、各職員の業務に対する役割、課題を自覚させるとともに、こうした資料に基づき、人事考課を行っている。

外部の各種研修への職員の派遣や、学内での職員の資質向上のための個別研修などのSD (Staff Development) 活動に取り組んでいる。これらを通じ、現状における諸課題を認識しており、より充実したSD活動が期待できる。

大学の事務組織は「大学事務分掌規程」に基づき、教務部、学生部などのもとに、教務課、大学教育開発支援センター、学生課、学生相談室などの課や事務室が設けられるとともに、各学部の事務を担当する職員を、庶務課、教務課に配置し、教育・研究支援のための事務組織は、適切に構築され、機能している。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

学校法人の管理運営体制として、「学校法人大阪経済法律学園寄附行為」に基づき、8人の理事から成る理事会、2人の監事、17人の評議員からなる評議員会が置かれている。理事、監事及び評議員は、寄附行為に定める選任区分に基づき選任されている。大学の管理運営体制として、学長のもとに、「大学協議会」のほか、各教授会、各種委員会が置かれ、それぞれ規程に従って運営されている。私立学校法などの趣旨に基づき、より適切な学校法人の管理運営に向けた今後の努力が期待される点もあるが、概ねその管理運営体制は適切に機能している。

理事会の構成において、教学部門の意見が適切に反映される体制が整備されている。更に、理事長懇談会及び学長懇談会といった、管理部門及び教学部門の責任者などが、中長期的な視点での法人・大学運営や教育・研究に係る課題について意見交換を行う場も設けられ、管理部門と教学部門の適切な連携がなされている。

自己点検・評価を行う組織として「大学評価委員会」が設置され、「自己点検評価報告書」を刊行している。情報の公開については、より一層の努力が求められる点もあるが、自己点検・評価の結果が大学運営の改善・向上に適切に活用されていることなど、恒常的な実施体制が整備・確立されている。

【優れた点】

- 自己点検・評価結果が、次年度以降の大学事業計画案の策定に生かされ、その内容が反映された事業計画が編成、実施されるなど、自己点検・評価活動が、教育・研究をはじめとした大学運営の改善・向上につながる仕組みが構築されていることは高く評価できる。

【参考意見】

- ・過年度の自己点検・評価報告書のうち、学内配布及び学内図書館での配架による閲覧にとどまっているものがあり、すべての報告書がホームページ上で公開されていないので、大学の公益性・公共性の観点から、より積極的な情報公開体制の構築が望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

学校法人は、各種の特定資産（建物等減価償却引当特定資産、建物等修繕引当特定資産、退職給与引当特定資産、大学将来対策引当特定資産など）を設定している。過去 5 年間の消費支出比率は概ね良好で、大学の教育研究目的を達成するために必要な収支のバランスはとれている。一方で、これは大幅な定員超過による学生生徒等納付金収入に頼る財務体質であり、定員超過の是正がなされた場合には、適切な収支バランスとなることが求められる。会計処理は、学校法人会計基準、「学校法人大阪経済法律学園経理規程」などに則り適切に処理され、会計監査は、監査法人と学園監事による監査結果が適正とされている。今後は監査法人と学園監事の連携強化が望まれる。

財務情報の公開は、大学ホームページ、学報「LIBERA」に掲載し公開している。

外部資金の導入については、科学研究費補助金、戦略的情報通信研究開発推進制度、大学教育・学生支援推進事業、私立学校施設整備費補助金などを得ている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

大学は、八尾市に花岡キャンパス、富田林市に富田林総合グラウンド、阪南市に阪南キャンパスを有しており、大学設置基準に定める必要な校地及び校舎面積を満たしている。大学の施設設備の維持、管理は、管財課ほかの各所管部署により、「固定資産及び物品調達管理規程」に基づき、適切に維持・運営されている。新学生ホール棟（クロノス）や、八尾駅前新キャンパス整備など施設・設備の充実に努めるとともに、耐震補強工事に合わせて、既存施設の教育環境の充実を図り、エレベータ改修、空調・照明設備改修など、施設・設備の更新も行っている。

施設設備の安全性の確保については、耐震診断を行い、耐震補強が必要とされた建物については、随時耐震補強工事を実施するとともに、中長期的な施設の整備計画に合わせて対策を講じることとしている。バリアフリー対策として、点字ブロック盤、スロープの整備及び多目的トイレの設置など、利用者に対して優しい施設・整備を随時進めるとともに、

「バリアフリー委員会」及びバリアフリールームを設置し、授業支援のための人的支援体制も整備している。

大学の施設については、屋外・屋内それぞれにおいて学生にとって居心地のよい教育環境整備を進めている。教育環境に対する学生の要望についても認識しており、更なる教育環境整備が期待される。また、「ふれあい池」などの施設を地域に開放することによって、地域住民にとっても日常的な憩いの場となっており、恵まれた自然環境を生かし、アメニティに配慮した教育環境の整備に努めている。

【参考意見】

- ・耐震補強が必要とされた校舎のうち、具体的な計画が策定されていない建物については、学生の安全に配慮した対応を引続き行うとともに、可能な限り速やかに補強などの対策を講じることが望まれる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

地域住民へのキャンパス開放や盆踊大会、フェスティバルなどの各種地域連携行事の開催、運動施設・図書館の開放、市民無料法律相談の開催などを通して、大学がもつ物的・人的資源を社会に積極的に提供する努力がなされている。

大学と企業との間では、インターンシップ事業、公開講座における企業からの講師招へい、企業による寄附講座などを通じて適切な関係を構築している。他大学との関係では、「大学コンソーシアム大阪」に参加して、単位互換事業やインターンシップ事業に参画しているほか、「阪神奈大学・研究機関生涯学習ネット」「東大阪市及び大学連絡協議会」への参加を通して、近隣大学との協力連携体制の充実を図っている。また、世界 16 カ国・地域の 38 大学・研究機関との交流を進め、国際学術シンポジウムの開催、海外留学研修、交換留学、国際学生交流セミナーの開催など、海外協定校との交流に積極的に取り組んでいる。

地域社会については、地元八尾・東大阪市の行政・教育機関、商工会議所、企業、NPO などとの協力関係を構築して、環境保全事業や、総合学習・国際理解授業のため地域の学校への留学生の派遣、「八尾市国際交流センター」との協力事業、「環山楼市民塾」の開講など、多彩な事業を実施している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要とされる組織倫理は、寄附行為及び学則に基づき、就業規則、「個人情報保護規程」「公益通報等に関するガイドライン」「大阪経済法科大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」などの諸規定、あるいは実施基準として定められており、適切に運営されている。

学内外に対する危機管理体制は、火災及び自然災害、日常的な学内警備体制、学生の日常的な危機管理体制、また海外留学・研修中の危機管理体制について、その対応策・手順が策定されており、適切に機能している。

大学の教育研究活動の現状や成果は、論集・紀要・年報の刊行、シンポジウム、公開講演会の開催、大学のホームページ、学報「LIBERA」、プレスリリースなどを通して、あるいは大阪経済法科大学出版部の出版事業を通して、学内外に広報している。

